

届出書類の電子メールによる受付について

令和5年4月1日から一部届出について電子メールでの届出が可能となりました。
自宅や勤務先のパソコンやスマートフォンから電子メールで届出を行うことができます。24時間365日、いつでも届出ができます。ぜひご利用ください。

<電子メールで届出可能な届出書等>

- ・自衛消防訓練実施通知書

<届出の方法>

届出様式に必要な事項を記入し、下記の管轄消防署に電子メールで送付してください。

	メールアドレス	電話番号
洲本消防署	sumoto@awaji119.jp	0799-23-0119
南淡分署	fd_nandan@awaji119.jp	0799-52-0119
津名一宮分署	fd_tuna@awaji119.jp	0799-62-0119
岩屋分署	fd_iwaya@awaji119.jp	0799-72-0119

<副本の取扱いについて>

電子メールで届出した場合には原則副本が返却されません。副本が必要な場合はメール送付時に副本が必要な旨を記載してください(副本は送付した管轄消防署で受け取りをお願いします)。
届出を受理した場合は、管轄消防署から受理完了と受理番号をメールで送付します。

<留意事項>

届出書類に訂正等が必要な場合には、電話連絡する必要がありますので、連絡先(電話番号)を必ず記入してください。

記入要領等がわからない場合等が、管轄消防署にお問い合わせください。